

大泉町人材育成支援基金条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

大泉町長 村 山 俊 明

大泉町条例第 1 7 号

大泉町人材育成支援基金条例（別紙のとおり）

大泉町人材育成支援基金条例

（設置）

第1条 豊かな創造性及び国際的な視野を持ち、地域及び社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、大泉町人材育成支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金及び一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、人材の育成に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。